

電子入札参加に当たっての留意事項（物品等の供給及び役務の提供）

京丹後市

物品等の供給及び役務の提供（以下「物品調達」という。）に係る入札参加者は、電子入札参加に当たっては、地方自治法、同法施行令、契約を履行するに当たっての関係法令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、京丹後市契約規則、京丹後市物品等電子調達運用基準、京丹後市競争入札心得（物品等の供給及び役務の提供用）、入札公告、指名通知書（入札説明書を含む。以下同じ。）、仕様書及び図面その他の入札に係る通知のほか、次の事項に留意してください。

1 参加方法

物品調達の電子入札には、電子入札システムに登録を行っていただいた上で、IC カード方式又は ID・パスワード方式のいずれかで参加いただきます。

2 入札の周知

(1) 指名競争入札の場合

- ア 電子入札システムから指名業者に、電子メールにより通知します。
- イ 電子メールが届かない指名業者には、FAX により通知します。
- ウ 通知を受け取った後は、必ず受領確認の連絡をしてください。

(2) 一般競争入札の場合

情報公開システムで入札公告します。

3 仕様書等の入手（閲覧）

- (1) 情報公開システムから各自で入手（閲覧）してください。
- (2) 指名競争入札の場合、仕様書等を入手（閲覧）するためには、指名通知に記載のパスワードが必要となります。
- (3) パソコン環境がない方は、入札契約課まで申し出て、仕様書等を入手してください。

4 質疑

(1) 質疑方法

- ア 仕様書等について疑義がある場合は、「仕様書等に関する質疑書」により、提出期限までに入札契約課に提出してください。
- イ 「仕様書等に関する質疑書」は、FAX、電子メール又は直接持参のいずれかの方法で提出してください。

入札契約課直通 FAX 番号 : 0772-69-0903

入札契約課電子メールアドレス : nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

- ウ 当該案件に関係する者以外からの質疑は受け付けません。

(2) 回答方法

- ア 情報公開システムで公表しますので、各自で確認してください。
- イ パソコン環境がない方には FAX により回答します。
- ウ 回答は、質疑の都度行います。

5 入札の方法

次に掲げる方式別に、当該項目に記載の事項に留意し、入札を行ってください。

(1) ICカード方式

ア 入札書を提出する期間は、案件ごと入札公告又は指名通知書に記載していますので、必ず記載の期間を順守してください。

イ 内訳書が必要な場合は、入札公告又は指名通知書で指示しますので、電子入札システムでファイルとして添付してください（添付できない場合は、直接持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）も認めますが、電子入札システムには資料を直接持参又は郵送する旨の表示及び書類の目録を記載したファイルを添付してください。）。この場合、様式も同様に指示しますので、指定された様式を使用してください。

ウ 復代理（代理人による入札）は認めません。

エ ICカードの再発行中又は使用できない場合は、紙入札方式を認めますので、「(3) 紙入札方式」のとおり行ってください。

(2) ID・パスワード方式

ア 入札書を提出する期間は、案件ごと入札公告又は指名通知書に記載していますので、必ず記載の期間を順守してください。

イ 内訳書が必要な場合は、入札公告又は指名通知書で指示しますので、電子入札システムでファイルとして添付してください（添付できない場合は、直接持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）も認めますが、電子入札システムには資料を直接持参又は郵送する旨の表示及び書類の目録を記載したファイルを添付してください。）。この場合、様式も同様に指示しますので、指定された様式を使用してください。

ウ 案件ごとに、「入札等宣誓書」を、FAX、電子メール、直接持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）のいずれかの方法で、入札契約課まで提出してください。開札までに提出がない場合は、当該入札は無効となります。

入札契約課直通 FAX 番号 : 0772-69-0903

入札契約課電子メールアドレス : nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

送付先 : 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地 入札契約課宛て

エ 復代理（代理人による入札）は認めません。

オ ログインに必要な業者番号、ID 又はパスワードを紛失等により再申請中の場合は、紙入札方式を認めますので、「(3) 紙入札方式」のとおり行ってください。

(3) 紙入札方式

ア 入札書提出期間は、電子入札で入札書を提出する期間と同じです。この期間内に、直接持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）により、入札契約課まで提出してください。

送付先 : 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地 入札契約課宛て

イ 案件ごとに「紙入札方式参加承諾願」を、入札書提出時までに提出してください。

ウ 入札書は、くじ番号入りの入札書を使用してください。くじ番号の記載がない場合は、くじ番号は「001」となります。

エ 入札書は、封筒に入れて封印してください。封筒記載事項、封印方法等は、「入札書封筒の様式・記載例」を参考にしてください。

オ 内訳書が必要な場合は、入札公告又は指名通知書で指示しますので、入札書と同じ封筒に入れて提出してください。

6 入札金額に関する留意事項

- (1) 入札公告又は指名通知書で指示する止め金額（千円止め、百円止め等）、単位誤りがないよう注意してください。指示された止め金額に誤りがあった場合は、入札結果公開時に修正し、公表します。
- (2) 入札金額に、総額又は単価の取り違え又は入札単位の取り違えがあった場合で、入札参加者自らが気づいたときは、開札日の前日午後 5 時までに入札契約課に「弁明書」を提出してください（提出が間に合わないときは、電話連絡した上で、至急提出してください。）。この場合、市で事情聴取した上で、当該入札を無効とします。ただし、電子入札の場合に限ります。

7 入札の辞退

- (1) 通常指名競争入札の場合、入札書提出締切日時まで（入札書を提出した後は除く。）は、具体的な理由を付した上で入札を辞退することができます。
- (2) 辞退手続は、次に掲げる場合別に、当該項目に記載のとおり行ってください。

ア 電子入札による参加者

電子入札システムにおいて、辞退の具体的な理由を入力した入札辞退届の登録を行ってください。辞退理由を入力しなかった場合、書面による「入札辞退届」を、FAX、電子メール、直接持参又は郵送のいずれかの方法で、入札契約課まで提出してください。

入札契約課直通 FAX 番号 : 0772-69-0903

入札契約課電子メールアドレス : nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

送付先 : 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地 入札契約課宛て

イ 紙入札方式による参加者

「入札辞退届」を直接持参又は郵送（入札書提出日時までに必着とします。）のいずれかの方法で、入札契約課まで提出してください。

送付先 : 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地 入札契約課宛て

- (3) 緊急（急用により入札に参加できなくなった等）のため、入札書提出締切日時までに上記の辞退手続が行えない場合は、必ず入札書提出締切日時までに、電話等により入札を辞退する旨を入札契約課まで連絡してください（この場合、後日、必ず「入札辞退届」を提出してください。）。
- (4) 一般競争入札及び公募型指名競争入札の募集型競争入札では、資格確認通知又は指名通知後は、真にやむを得ない場合を除き入札を辞退できません。通常指名競争入札の場合も含めて、**正当な理由なく入札を辞退した場合は、市の指名停止措置を受けることがあります。**
- (5) **正当な理由なく無断で入札に参加しなかった場合は、市の指名停止措置**（指名停止措置期間中、入札に参加できなくなるほか、市が発注する全ての随意契約の相手方になることができなくなります。）**を受けることがあります**ので、注意してください。

8 再度入札

- (1) 再度入札の場合の通知及び入札方法は、初度の入札と同じです。
- (2) 再度入札を行う期間は、初度の入札の開札日の翌日午後 4 時までとします。ただし、郵便による紙入札参加者を含む入札の場合は、期間を延長することがあります。この場

合、入札契約課の指示に従ってください。

- (3) 再度入札を辞退する場合は、電子入札システムでの入札辞退の登録のみで結構です（書面による「入札辞退届」の提出は不要です。）。

9 開札結果

- (1) 電子入札システムから指名業者に、電子メールにより通知します。
- (2) 自社で電子入札システムが利用できない方には、FAXにより通知します。ただし、入札辞退者は除きます。
- (3) 当該通知をもって、落札者決定通知とします。ただし、自社で電子入札システムが利用できない方が落札者となった場合は、当該通知を書面により交付します。

10 契約手続

- (1) 落札者には、開札後、FAXにより契約手続をお知らせしますので、その指示に従ってください。
- (2) 契約書は、市が作成し、手渡し、郵送又は電子メールにより落札業者にお渡しします。

11 その他

- (1) 入札回数
初度の入札 1 回、再度の入札 1 回の合計 2 回を限度とします。
- (2) 入札結果の公表
競争入札に付した案件について、契約締結に至った案件の入札結果を入札契約課内及び市ホームページで公表することとしています。公表の時期は、原則、開札日の 8 日後の正午とします。
- (3) 契約解除予約条項及び損害賠償請求条項の設定
談合等不正行為により発注者に損害が生じた場合に、受注者に対して契約解除や損害賠償の請求ができる条項を契約書に盛り込んでいます。
- (4) 指名停止業者名の公表
倒産、信用情報等による指名停止を除き、指名停止措置を受けた業者名を入札契約課内及び京丹後市ホームページで公表することとしています。
- (5) 再度入札において落札者がいない場合
再度入札において落札者がいない場合は、指名替え等を行い、改めて入札を行うこととします。ただし、履行期限等の事情により必要と認められる場合は、随意契約によることができるものとします。